

河川事業の事後評価項目調書

事業名（箇所名）	江の川下流土地利用一体型水防災事業（川平地区）					事業主体	中国地方整備局		
実施箇所	島根県江津市								
該当基準	事業完了後一定期間(5 年以内)が経過した事業								
事業諸元	宅地嵩上げ：L=800m								
事業期間	平成 13 年度～令和 2 年度								
総事業費（億円）	再評価		約 45 億円		最終		約 45 億円		
目的・必要性	＜解決すべき課題・背景＞ - 川平地区は、江の川下流部(8K900～9K700 左岸)に位置し、昭和 47 年 7 月豪雨では地区全体の 58 戸で浸水被害が発生。 - 近年（平成 30 年 7 月豪雨）においても浸水被害が発生。 - 地盤高が計画高水位よりも低く流下能力が不足しており、治水事業が必要であるが、通常の堤防方式では堤防延長が長くなるため、多くの費用と年数が必要となり、事業効果の発現に時間を要す。また、堤防と背後の急峻な山に囲まれた窪地に家屋が挟まれることによる居住環境の悪化、田畑が著しく減少する等の弊害が発生する。 ＜達成すべき目標＞ - 江津市による土地利用の調整と合わせて、土地利用一体型水防災事業により宅地嵩上げ等を実施し、早期に治水安全度の向上を図る。								
便 益 の 主 な 根 拠	年平均浸水軽減世帯数　：5　世帯 年平均浸水軽減面積　　：1.5　ha								
事業全体の投資効率性		B:総便益（億円）	C:総費用（億円）	B／C	B－C	EIRR(%)	基準年度		
	再評価	総便益	54	総費用	45	1.2	8	4.8	H28
	事後	総便益	82	総費用	69	1.2	13	4.8	R7
事業の効果の発現状況	- 事業の実施により、戦後最大洪水（昭和 47 年 7 月豪雨）と同規模の洪水が発生した場合でも、家屋の浸水被害を防止できる。 - 令和 2 年 7 月豪雨では、川平観測所において氾濫危険水位（9.80m）を大きく超過する 13.72m を記録し、奥谷川合流部の農地や下流の田野地区の家屋が浸水したが、川平地区では家屋の浸水被害は無かった。								
事業実施による環境の変化	当該事業は平水位より高い宅地箇所で実施しており、環境への影響は小さい。								
社会情勢等の変化	＜地域状況＞ - 江津市の人口は減少傾向にあるが、世帯数に大きな変化は見られない。 - 江津市の事業所数・従業者数は、減少傾向となっている。 - 江津市の耕地面積（田・畑）は減少傾向であるが、宅地面積は概ね横ばいで推移している。 - 平成 30 年 4 月 1 日に JR 三江線が全線廃線となっているが、江津市の人口や従業者数、事業所数の推移について、廃線前後で急激な傾向の変化はなく、廃線による社会情勢の変化は生じていないことを確認している。 ＜事業に関わる地域の人口、資産等の変化＞ 【主要自治体（島根県江津市）指標】 ○人　口：0.94 倍（22,959 人／24,468 人）　　　　　　＜R02 数値／H27 数値＞ ○世帯数：0.98 倍（9,953 世帯／10,123 世帯）　　＜R02 数値／H27 数値＞ ○事業所：0.94 倍（1,201 事業所／1,284 事業所）＜R03 数値／H28 数値＞ ○従業者：0.98 倍（9,086 人／9,226 人）　　　　　　＜R03 数値／H28 数値＞ （出典）人口、世帯数：国勢調査（H27 年、R02 年） 事業所、従業者：経済センサス（H28 年、R03 年）								

今後の事後評価の必要性	・ 事業の実施により、戦後最大洪水（昭和 47 年 7 月豪雨）と同規模の洪水が発生した場合でも、家屋の浸水被害を防止できる。その上、事業実施中に発生した令和 2 年 7 月豪雨及び事業実施後に発生した令和 3 年 8 月洪水では浸水被害を回避するなど、事業目的に見合った事業効果の発現が確認されている。 ・ 世帯数・人口・従業員数等は減少傾向にあるが、近年の局地化、集中化、激甚化する雨の降り方を踏まえると当該事業の重要性は高く、生物の生育・生息環境への影響も小さいことから、今後の事後評価の必要性はないものとする。 ・ なお、本事業で整備した河川管理施設については、巡視等により異状の有無について確認を行い、適切に管理していく。
改善措置の必要性	・ 事業実施後に発生した洪水に対する江の川下流土地利用一体型水防災事業（川平地区）の効果の発現が確認できることから、改善措置の必要性はないとする。
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	・ 本事業では、事業効果が十分発現していることから、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はない。
対 応 方 針（案）	・ 上記の検討結果を踏まえ、対応なし
対 応 方 針 理 由	・ 事業効果の発現が確認されており、今後の事後評価、改善措置の必要性はないため。
そ の 他	—